

平成29年 第6回 安芸太田町議会定例会会議録

平成29年9月5日

招集年月日	平成 29 年 9 月 1 日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開 会	平成29年9月1日 午前11時15分			議 長	富永 豊
	閉 会	平成29年9月 日 午前 時 分			議 長	富永 豊
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 出席 欠席 × 不応招 公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	1	大 江 厚 子		7	佐々木 道則	
	2	田 島 清		8	角 田 伸 一	
	3	平 岡 昭 洋		9	中 本 正 廣	
	4	矢 立 孝 彦		10	吉 見 茂	
	5	末 田 健 治		11	佐々木美知夫	
	6	津 田 宏		12	富 永 豊	
会議録署名議員	7 番	佐々木 道則		8 番	角 田 伸 一	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	上 田 隆		書 記	齋 藤 和 典	
地方自治法第 121 条により説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	小 坂 眞 治		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 島 俊 二		学校教育課長	長 尾 航 治	
	総 務 課 長	栗 栖 一 正		生涯学習課長	栗 栖 浩 司	
	総務課主幹	河 越 慶 介				
	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	倉 田 美 保 子		保健医療福祉統括セ ンター事務局長	栗 栖 修 司	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	齋 藤 邦 夫		福祉事務所長兼 福祉課長	伊 賀 真 一	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	梅 田 幹 二		健康づくり課長	伊 藤 真 由 美	
	地域づくり課長	小笠原 敏子				
	企 画 課 長	二 見 重 幸		安芸太田病院 事務長	菅 田 裕 二	
	企画課主幹	武 藤 克 巳				
	建 設 課 長	田 中 啓 二				
	産業振興課長	瀬 川 善 博				
	商工観光課長	児 玉 齊				
	税 務 課 長	片 山 豊 和				
	住民生活課長	上 手 佳 也				
児童育成課長	園 田 哲 也					
衛生対策室長	田 中 博 敏					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

平成29年9月5日

	一般質問
--	------

平成29年第6回 安芸太田町議会定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

平成29年9月5日

日程	議案等番号	件 名
第 1		一般質問

平成29年度第6回定例会

(平成29年9月5日)

午前10時00分開会

富永豊議長 おはようございます。ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1 一般質問

富永豊議長

日程第1、一般質問を行います。昨日に続き、通告に従って順次発言を許します。1番大江議員。

大江厚子議員

おはようございます。私は今日4項目について質問させていただきます。まず戦争と平和について伺います。現在の朝鮮戦争危機情勢についての見解を町長からお伺いしたいのですが、その前に私の立場を表明して質問に入りたいと思います。私は今日の戦争、朝鮮戦争危機は単に朝鮮民主主義人民共和国、北朝鮮がミサイル発射や核実験によって戦争を仕掛けようとしているといった一方的な見方にはくみしません。もちろん北朝鮮による核開発、ICBM開発等も絶対に許すことはできません。アメリカ、日本と北朝鮮の経済力や軍力は圧倒的な差があり、北朝鮮からの先制攻撃はとて考えられません。そもそも北朝鮮の狙いはアメリカに自らの支配体制を保証してもらう事であり、しかし、アメリカ、日本は、長期に及ぶ経済制裁や大規模な軍事演習等によって北朝鮮を追い詰めています。今年8月10日から28日アメリカ海兵隊と陸上自衛隊が北海道で大規模な軍事演習を共同訓練を実施しました。日米あわせて3,300人の兵士、自衛隊員が参加しました。これは敵地への殴り込みをも想定した実弾射撃訓練、アメリカ軍輸送機、あのオスプレイが実際に参加した夜間訓練等が行われました。またそれ以降8月21日から31日、米韓連合軍による合同軍事大規模演習ウルチフリーダムガーディアンが米軍兵士約1万7,500名、韓国軍兵士約5万人が参加し、北朝鮮の体制崩壊を見据えた核兵器をも含むあらゆる手段で北朝鮮を先制攻撃することや特殊部隊を使って金正恩を暗殺する斬首作戦などが含まれる作戦計画501号が行われました。同時に日本のこの間の戦争体制を準備するかのような動き、2016年の安保法、戦争法施行、2017年今年の組織的犯罪処罰法、共罪法の成立、またこの秋からの論議がなされると思われる改憲、そして米軍と自衛隊の一体的運用共同訓練、またこの29日北朝鮮ミサイル発射時には政府はミサイルの軌道とはおおよそ無関係の地域を含む12道県にJアラートを発信し、まさに戦時下の空襲を思わせる、思わせる国民保護サイレンを鳴り響かせました。このミサイルは皆さんもご存じのように、日本上空550キロ、宇宙空間衛星の上というかその外周をも通過するもので日本から1,180キロ離れた航海に落下しました。しかし安倍首相は発射時の発射時直前の会見で我が国に北朝鮮がミサイルを発射したなどと実際に日本を標的にミサイルが打たれたかのように述べました。まさに戦争に前のめりしているように思えます。私はこの動きにまず異議を唱えます。さて町長は8月15日の戦没者追悼平和祈念式典の追悼の言葉の中で、北朝鮮を名指ししてミサイル発射や核実験について言及されました。広島市長の平和宣言や安倍総理の全国戦没者追悼式での式辞では北朝鮮への言及はありません。公式の場である国の名をあげて非難とする、非難するというのは、まさにこの町が外交問題に踏み込んだということです。朝鮮戦争危機情勢に対する見解をまず伺います。

富永豊議長

町長。

小坂眞治町長

朝鮮戦争の危機的状況、確かにご質問がありましたように第二次大戦後の朝鮮情勢のことについては、現在停戦という認識でありますが、遠く離れている我々については朝鮮戦争という言葉はですね、ちょっと違和感があるような正直な思いを持っておるところでございます。

す。がしかし、度重ねての北朝鮮のミサイルの発射実験、あるいは核開発の実験等々は国際テロの中ではまさに孤立した状況ではないかと私は認識しているところでございます。そうしたふうな国際的な多くの意見の中でもそういったふうなことを引き続き重ねてこれは先ほど申しましたように朝鮮戦争と半島から離れている我々の認識を超えるところのですね、危機感であり、また恐怖感を植え付けるものでございます。そういった意味におきまして、そういったふうなことをやめてほしいという意味で先ほど申しますように私の心境を申したところでございます。そういったふうなことが今危機的な状況でございます。何よりもアメリカと北朝鮮というような構図でマスコミは報道しておるところでございますが、こういったことがもし仮に勃発したときに一番先に被害を受けるのは韓国の皆さんだろうし、また米軍基地が標的とされる日本であろうと思います。そういった意味におきましては、絶対に必ずこの攻撃、武力衝突は避けるべきと私も強く思っておるところでございます。そういったふうなことの一つの方法としての8月15日の意見でございます。

富永豊議長

大江議員。

大江厚子議員

まさに犠牲を被るのはその国の民衆であり北朝鮮の労働者民衆もまさにその大きな犠牲を払われるという状況にありますから、どこの国というよりも世界中の民衆労働者が戦争によってこれをされるという状況はある。そのためにも武力衝突はぜひ回避しなければなりません。そのためにこそ、一方的な見方で北朝鮮を追い詰めるような今のやり方というのは私は異議を申します。次に核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現に向けての具体的な取組みについて伺います。この核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現に向けて、力を尽くすとの文言は、今言いましたが8月15日に行われまして戦没者追悼平和祈念式典での町長による式辞の中の言葉です。まずそもそも戦争はどうして起こるのか、そして核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現に向けての具体的な取組みを示してください。

富永豊議長

町長。

小坂眞治町長

戦争がどうして起こるかということで、大変大きな質問でございます。過去の戦争、現在起きるとる国々の紛争を考えた時に、おのずとその方向性が出てくるかとは思いますが、やはりそれぞれの国のそれぞれの立場の方々の価値観、経済的なことを含めたときの、やはり力と力の衝突が戦争になると思います。そうしたふうな戦争をですね避けるべきだろうってことは先ほども申したところではございますし、またわが町におきまして、旧町村時代のそれぞれの町の平和に対する考え方を受けつぎまして、平成17年4月に非核平和宣言を町として宣言をしておるところでございます。そうしたふうなことを町政の施策の基本におき平和を受け入れる町づくりについての取組みをしております。具体的には先般も申しましたように、核兵器を廃絶する世界の恒久平和を求めることに対しましても、北朝鮮と同じように私の意見を表明したところでございます。

富永豊議長

ちょっと大江議員しばらくちょっと休憩とらせていただきます。

大江議員。

大江厚子議員

すみません。私の質問の仕方が一つ一つになってしまって、そうじゃないということが今わかりまして。では次から一括で質問させていただきます。

富永豊議長

ちょっとすみません。しばらく休憩させていただきます。

再開いたします。大江議員。

大江厚子議員

では、すみませんちょっと、ではこの項目の最後の質問に入らせていただきます。岩国基

地への米軍、米海軍所属の艦載機移駐が始まったことについての基地強化拡張についてです。米軍は当初空母艦載機の岩国基地移駐を8月6日に開始すると通告していましたが、被爆者の抗議によって延期されました。しかし9日長崎原爆の日に、母機は移駐されました。今後来年にかけて56機が移駐される予定です。また最近オスプレイの事故が相次いでおり、いつどのような不測の事態が起きるかわかりません。このことについて住民の安全を保障する為、町は国やアメリカ軍に対し基地拡張反対やオスプレイ飛行禁止などの要望をしていく考えはありませんか。さらに前回の一般質問に引き続き質問しますが、日米両政府に空母艦載機移駐撤回やオスプレイの飛行禁止、さらに国外の全面撤去さらには基地撤去を求めるように強く要望しますが、町はどのようにお考えでしょうか。

富永豊議長

町長。

小坂眞治町長

岩国のアメリカ軍のことについてのご質問をいただいたところでございますが、前回の質問の折にも答弁させていただいたと記憶しておりますが、いわゆる外交、あるいは国防といったふうな状況は国の専権、あるいは専管事項であろうと認識をしておるところでございます。そういったふうなことに對しまして、直接一地方自治体として意見を申すのは控えるべきだろうと思います。がしかし、そうしたふうな状況の中で色々と波及的なことがあります。具体的に言いますと、わが町周辺いわゆる中国山脈をアメリカ海兵隊のジェット機が訓練コースに選定しとるということがございまして、かなり大きな音をですね、たびたびわが町にも聞こえる、また驚くという状況がございまして。そういったふうなことに關しまして、直接住民の皆さんの生活あるいは安全維持に係ることに關しましてですね、声を大きくその反対、あるいはその中止、その抑制についての意見は表明しておるところでございます。

富永豊議長

大江議員。

大江厚子議員

すみません。私がちょっと戸惑ってしまって、実はもう少しこれについては質問したかったんですが、3回を超えますので次の項目に入らせていただきます。民間企業におけるあるいは学園等への補助金についてお伺いします。過去5年間の民間企業あるいは学園等への補助金の支出あるいは土地の無償提供について支出年月日、目的、金額、企業名等をお答えください。さらにその中で加計学園、前回も質問しましたが、理科大学への共同研究に対しての補助事業が2016年17年で計2,100万円、一人当たり3,200円が計上され昨年度はすでに執行されていますが、今年度の予算もすでに執行されましたか。この事業内容と昨年の事業内容とその検証についてご報告ください。またこの事業について将来の展望、具体的にどのような構想があるのかをお答えください。またこの事業計画は何年計画でしょうか。来年度もさらにこの事業を継続する予定がありますか。

富永豊議長

商工観光課長。

児玉斉商工観光課長

商工観光課から民間企業への補助金についてお答えをさせていただきます。商工観光課が窓口で行っております民間企業などへの支援策といたしまして企業誘致の促進及び既存企業の活性化を目的に町内に一定規模の商工業施設等をですね、新設又は増設していただいた事業者に対する安芸太田町企業誘致促進奨励金及び町内にスモールビジネスを起こそうとする者に対する安芸太田町がんばるビジネス応援補助金の二種類がございまして。この、まず、企業誘致促進奨励金の5年間の実績でございまして。平成24年度4件で1,319万4千円、平成25年度3件、1,054万3千円、平成26年度1,665万3千円、平成27年度955万6千円、平成28年度2,823万5千円、計5年間で28件7,818万1千円でございます。続きましてがんばるビジネス応援補助金でございますが、これは平成26年度からの補助金でございます。平成26年度につきましては11件1,328万5千円、平成27年度15件、2,163万4千円、平成28年度6件944万

3千円、合計で32件4,436万2千円でございます。以上が商工観光課関係分の実績でございます。

富永豊議長

河越主幹。

河越慶介総務課主幹

財政管財担当からは町が所有しております土地の民間事業者等への無償提供の状況についてご説明申し上げます。まず無償による譲渡でございますけれども、こちら過去5年間実績はございません。次に無償での貸与でございますけれども、こちらは1件のみ事案がございます。具体を申し上げますと昨年度町の施策として実施しました、定住促進用賃貸住宅の建設、こちらの事業用地としまして受注業者の方に提供しているものでございます。用地の場所が安芸太田町大字加計3534 - 12、山県警察署の東隣りの土地でございます。面積が1416.06平米、貸与先が積和不動産中国株式会社、貸与期間が平成28年7月から平成58年6月までの30年間でございます。なお受注業者の決定につきましては、公募型プロポーザルによる選考で土地の無償貸与につきましては、平成28年の6月定例議会の方にお諮りさせていただいております。土地の関係は以上でございます。

富永豊議長

二見企画課長。

二見重幸企画課長

企画課からは加計学園岡山理科大学との共同研究につきましての報告をさせていただきます。好適環境水を活用いたしましたサケ・マス類の養殖試験でございますが、平成28年度に基礎調査ともいえる飼育試験を行っておるところでございます。飼育する魚種についての選定等を行いました。当地域安芸太田町でございますが、養殖事業の展開を想定した場合に年間を通して養殖コストの面から養殖用水を加温し一定の温度を維持するというよりも比較的低温の湧水等を活用して飼育することが可能なサケ・マス類を選定をして養殖試験を行っておるところです。具体的にはヒメマスという魚を243尾水槽に収容して飼育を行いました。その結果でございますが、平成29年3月時点でヒメマスの大きさですが稚魚の6.4センチから24センチまで生育しております。生存率は75パーセント程度で生存率を確保しております。他の魚種に他に岡山理科大学で養殖しております魚種に劣ることのない成長結果を得ているということでございます。この8月末までに大きいもので40センチまでヒメマスが成長しておるところでございます。ヒメマスという魚でございますが、これは紅鮭の陸封化ということになります。紅鮭というのは基本的に海の方に出ていく航海型の魚であります。養魚期は湖で生活し、その後、海へ降りて行って大きくなるという魚でございます。この養殖の試験をすることによりまして、淡水から海水に下る状態、いわゆるスマルト化、銀毛化ということなんですけれども、このスマルト化という状態にこの魚がなっているということがこの度、確認ができました。このスマルト化によりまして、魚体が大きくなって魚の商品価値が上がるといって、高い品質の商品になるというような実験結果が得られておるところでございます。この紅鮭というのが、今後安芸太田町の特産品になるように、努めて研究を重ねていくところでございます。平成29年度につきましては、このヒメマスを1,500匹稚魚を収容して試験を今行っているところでございます。今年度はこの紅鮭の生産に向けて、増重量、生存率、それから単位体積あたりの収穫量、それから生産コスト等を試験をして事業化に向けて具体的なデータの獲得を行う研究を進めておるところであります。それからあわせて町内の生産拠点の適正調査も進めておりまして、気温が一定なところあるいはその冷たい水を得られやすいところ等を候補地として気温や湧水の水温の調査を行っているところでございます。なお、この事業につきましては、平成33年末までの計画でありますが、この事業予算につきましては、この事業結果を見据えながら、進めてまいりたいと思います。それから今回の共同研究で養殖に関するデータを踏まえて生産施設の構想でありますとか、経営収支のシュミレーションといったことを今回行うこととしております。このような試算資料を基に今後事業の、事業体の形成、あるいは事業体の発掘等に段階を進めていきたいと考えておる

ところでございます。本町の一つの事業所として、地域の雇用の場であったり、あるいは安芸太田ブランドの製品の生産者、生産の事業体という形成を目指してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

富永豊議長

大江議員。

大江厚子議員

詳しい魚とかその生育状況とかというのは私はぴんとはきませんが、ただ行政が投資的に一大学、企業体、まあ大学にこのような委託をして補助事業、研究費を出すというのは果たして正当なやり方なのかというのはやっぱり思います。で、その研究が成功してもそれが我が町にとって、どういうメリットがあるのか。その成功したら成功したでおそらく大学はほかの企業にも営業していくでしょうし、そうやってその研究を成功させたその先にね、安芸太田町として果たしてその成果が十分な成果が得られるのかってことも考えるところです。で、どうなんでしょう、本当にその安芸太田町としてそれを成功させ、ビジネス化させていう展望がはたしてあるのか、この町でそれだけの規模のことがやっけていけるのかっていう事が私はすごく疑問ですし、それだけのお金をつぎ込むことがはたして町民に納得できるものなのかってことも考えています。それからさらにこの加計学園についてのことです。加計学園は今問題になっていますが、土地を無償提供されまた90億円もの補助金を受けて加計学園の獣医学部新設について行っています。安倍首相の便宜供与疑惑また、新設計画のずさんさ等は、今春から大きな政治問題となっています。加計学園は今治市以外にも2004年に開校した千葉科学大学を設立するのに千葉市（議長への申し出により「銚子市」に修正）から77億5千万円にのぼる補助金を受けています。千葉市（議長への申し出により「銚子市」に修正）は今も多額の借金にあえいでいます。このように、自治体の資金頼みビジネスを行う加計学園、また問題になってこの間一度たりとも公式の場に出て説明をしない加計孝太郎理事長の姿、加計学園の教職員労働組合の大方がこの計画に反対したにも関わらず、強行に実行したこのワンマン経営等を勧告するなら自治体が補助金を出すにふさわしいとはとても考えられませんがいかがでしょうか。

富永豊議長

町長。

小坂眞治町長

今未来に向けての取り組みをしております好適環境水を活用した水産事業がわが町でできないかということですが、先ほど課長が申しましたように、今実験段階であります。そしてご質問にありましたように、その実験がある意味まとまった時には、やはりこれはもうビジネスの世界に入ってくるものだろうと思いますし、またそうしたときにはわが町のみならず、他の地域でもですね、同じような模索を、模索されるんじゃないかと思えます。そういったふうなことで、この実験をするに当たりまして安芸太田町というこの地域特性を生かした領域の研究をしたい。一つには先ほど湧水という話もありましたし、また1つにはJRのトンネルの利活用ということもあるうかと思いましたが、また三段峡の駅跡に20度を超えるような温泉が湧いてくるところがある。そういったふうな地域にある資源を活用したものとあわせての実験をしてほしい、いただきたいということをお願いしています。それと補助という形でご質問いただいたんですが、今それぞれの地域で新しい取り組みをするのにかつては産業界と我々官と学校、産官学という表現がございましたが今はさらにそれを超えて、金融機関も一緒になっての取り組みをしてるでしょうし、またマスコミの皆さんとの情報交換も必要だろうし、また労ということ、働く方も一緒になっての新しい取り組み、新しいプロジェクトに挑戦する仕組みづくりが必要ということでございます。私たちもそういったふうな取り組みの一環としてですね、まさに対等の立場で今研究を重ね実用化に模索をしておるところでございます。この実用化にあたりましては先ほど申しましたようにこれはビジネスになりますんで、もっと、全くもっともっとやる度合いと申しますか、ビジネスの継続性、可能性について判断が出てくるんだろうと思っております。それと加計学園、マスコ

ミで色々和我々も情報をキャッチしておるところでございますが、今回ご指摘いただいたように、対等を超えたようなですね関係ではございません。あくまでも申しますように同じ目的についての産業界あるいは産業界への提案を目指して官と学が共同で研究しとる領域でございます。

富永豊議長

大江議員。

大江厚子議員

では加計学園、加計孝太郎理事長を信頼してやっているという事ですね。

富永豊議長

町長。

小坂眞治町長

理事長さんとは私何回かの面識はございますし、またそういった意味におきましては、素晴らしい方と認識しているところでございますが、この事業をするに当たりまして、加計孝太郎さん個人とのお話ではございません。加計学園という学術団体とのお話をさせていただいております。

富永豊議長

次ですね。

大江厚子議員

では次の項目に入ります。教育についてです。大きくは2つほどお聞きします。来年度の特別の教化、道徳教科書の採択の経過、調査員とか選定委員等の説明も含めて、それとその結果とその情報公開について、どのように考えておられるか。またこの間、住民より、道徳教科書の採択についての要望書、請願書も出されましたが、それも含めてお答えください。次は別なので、いまのことでお答えください。

富永豊議長

二見教育長。

二見吉康教育長

まず私の方から全体的にお話しさせていただきます。今年度の、今年の3月の終わりに文部科学省が新しい学習指導要領を公示いたしました。その中でこれまで教科ではなかった道徳が特別の教科道徳として正式に位置づけられました。そういたしますとこれまで各学校ではそれぞれの思いで選んでおりました副読本ではなく、国が検定した教科書を使用するというので、算数や社会などと同じように、教科書としての採択作業をこの4月以降行ってまいりました。そもそも教科書というのは国が児童、生徒、保護者に対して無償で提供するものでございまして、全て税金でまかなわれているという点ではですね、この採択は決してですね、偏った形の中で選ばれてはいけないという点では公平公正な採択作業が必要であるというふうに思っております。その中で今年度は今回の道徳の教科書全国で8つの会社が発行し、8種類の道徳の教科書が検定本として出されました。これについて採択するにはですね、県内23の市町がございまして、山県郡と安芸郡は共同で採択すると、つまり郡内で同じものを選ぶという形で取り決めはされております。広島県全体では19の地区で採択すると。これは全国的には極めて細分化された町村で採択する理想に近い状況で私は素晴らしいシステムだというふうに思っております。そういうなかで、きわめて小規模である山県郡は安芸太田町と北広島町が共同で採択作業を行い、最終的にはそれぞれの教育委員会で選んで決定しますが、必ず同じものを選ぶというふうにルール化されております。そういう中で、山県郡全体としての採択作業をしながら、最終的に我が安芸太田町教育委員会で採択決定をするという運びでございます。その採択の作業途中に町議会の議員さんの紹介議員のお名前を付した形で町民の方から、教科書採択とそれに伴ういわゆる透明性と申しますか、情報公開ということが求められました。まだ採択の途中でございまして、これまで過去において教科書発行者による採択現場に対するいわゆる宣伝活動等により不適切な状況が全国で見られております。税金で賄われるこの教科書がそういうふうなことが無いように、我々としては静謐な環

境の中で選んでいきたい、ということから採択作業が完了するまでの情報公開はご勘弁いただきたいという旨を、その請願要望の方にはお返ししたところでございます。そういう点で今回8月25日に安芸太田町の教育委員会としては、教育委員会会議の中で、発行者を1社に決定いたしました。これは隣の北広島町とも同じ者が決定されました。詳細につきましては担当の方からお答えをさせていただきます。

富永豊議長

長尾教育課長。

長尾航治学校教育課長

それでは失礼いたします。詳細の部分につきまして担当課長の方から説明を申し上げます。まず教科書の採択についてでございますが、地教行法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律でございますが、こちらの第21条第6項に基づきまして、採択権限につきましては、その学校を設置する市町村の教育委員会にあるということになっております。さきほど教育長からありましたとおり、静謐な環境の下で、公平公正な観点、こういうものが必要であらゆる方面からの意見に左右されることなく、審議されるといったことが重要であるということで、従いまして教科書の選定を行っている期間、これにつきましては外部からの干渉を配慮しまして調査員名などの公表は行わないこととしております。今回の教科書採択の経過ということでご質問をいただいております。これにつきましては、まず県教育委員会が定めた採択地区ごとに市町教育委員会が県教育委員会の指導助言を受けながら、調査研究を行い、8月31日までに採択するといった流れになっております。なお先ほど教育長からも説明ございましたとおり、本町では北広島町と2町で構成される山県採択地区といたしまして、協議会を設け採択、その事務にあたっております。この山県採択地区協議会におきまして、教科書採択を行うに当たり選定委員会、調査委員を設け、選定委員会は調査研究の観点をまず決定をさせていただきます、調査員へ調査研究の依頼を行います。選定委員会では調査員の報告を受けまして答申を作成し、協議会は選定委員会からの答申を受けるといった流れになっております。この一連の流れによります教科書の採択自体は、山県地区の協議会で行いますが、調査研究の充実及び調査員の確保のためですね、にあたりましては安芸高田市さんの方の採択地区と協力をいたしまして、両地区の共同で今の調査に関しましては共同で行っておるといような状況でございます。6月に山県採択地区協議会と選定委員会を設けまして、その後調査員が6月から7月に調査を行い、調査した結果を8月7日に選定委員会で報告をしていただくことされました。選定委員会から8月9日に山県地区採択協議会へ答申、山県地区としての採択はここで行われ、北広島町ではその後8月18日と聞いておりますが、18日、本町ではちょっと先ほど間違っておりました8月21日に教育委員会議会で正式に採択を行わせていただいております。採択結果につきましてはですね、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律第15条によりまして、採択後速やかに公表を行うという必要がございます。すでにご覧いただいているかなと思うんですが、両町の申し合わせによりまして、9月1日にですね両町のホームページにおきまして教科書の採択業者、発行者名と採択理由につきまして、公表をさせていただきます。子供たちにとってより良い教科書の採択というのをしていけるよう今後におきましても中立性を保ち教育委員会として引き続き慎重な審議に努めるという必要を感じております。なおですね、先ほど申しましたホームページに掲載した内容でございますが、採択理由につきましてはちょっと長いので割愛させていただきますが、発行者につきましては、光村という業者で決定をしております。以上でございます。

富永豊議長

大江議員。

大江厚子議員

私はそもそも道德の教育化、色々議論になりましたが、道德の教育化は戦前、教育勅語に基づく終身教科によって愛国少年少女が生まれ出された歴史を繰り返す恐れがあると考えます。本来人の生き方や価値観は国が教えるものではなく、それぞれ人と人が共に生きていく中で獲得していくものです。道德の教科、教科化は国による教育統制や価値観統制が強まるとい

う懸念を持っていますが、さらに教科書の選定について情報公開というのは本当に必要なことだと思います。で、私は最後の21日の教育委員会議に傍聴でまいりましたが、その際、教科書の採択に関する論議に関しては非公開ということで、出さされました。静謐な中で論議が必要という事でしたが、傍聴者は中学生の女の子と私と二人でした。とてもその女子中学生が騒ぐはずもなく、私ももし騒げば外に出していただいて構わないと思っていますが、そういう中で非公開でしたし、今年の3月28日文科省は、教科書採択における公正確保の徹底等についてということを出しましたが、その中で教科書採択はルールを逸脱する行為が多く教科書発行者において継続的に行われていったことが、明らかとなりました。さらにこれらの対象の、となった中に、教育委員関係者や調査員等として教科書採択に関与する立場にあったものが含まれており、その結果、教科書採択の公平性、透明性に疑念を生じ、教科書採択に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったことについては、非常に遺憾であります、と書かれています。この間の呉や尾道での採択に関しての問題は大きく公表され、裁判にもなっているところです。このような、不公正あるいは違法の疑いがあるような採択を行わないためにも、むしろ傍聴を許し公開された場で採択について検討する方が公正を確保することとなります。私はそのように考えています。さらに次にいきます。またこの教科書とは別の問題で、前回の一般質問からの続きですが、安芸太田中学校統廃合のその後の状況についてです。先日25日、町が管理する土居駅に続くJRトンネルから白骨遺体が見つかりました。このことは何年もの間、トンネルの管理が町の管理が不十分であったということを示すものです。先日行われました土居自治会緊急役員会では町の管理のずさんさが問題にされました。同様に今年3月をもって閉校になった旧戸河内中学校校舎、体育館の管理も万全とは言いがたい状況です。草が茂る、建物がさらに老朽化していくといった外観の問題だけではなく、建物の中で犯罪すら起こる可能性もあります。あのような大きな建物が放置されてるといふ状況はほかの地域には無いのではないかと思います。廃校後のことを考えず、ひたすら廃校のみを追求したその責任、教育委員会、町の責任は大きいものがあると思います。また今ならまだ使用可能な寄宿舎もこのように放置されるならば老朽化は進むばかりです。今後これらの対処はどのように考えていますか。また6月の一般質問でも質問しましたが、子どもたちのバス通学の負担も全く改善されていません。これから秋冬にかけて受験勉強の追い込み時期に入り、生徒は学校に残って勉強したいという希望も出てきます。定刻のスクールバスに乗らず、残って学校に残って勉強したいという生徒の学習をどう保障されますか。例えばタクシーのチケット交付などの配慮は考えられておりませんか。以上質問します。

富永豊議長

河越主幹。

河越慶介総務課主幹

ただいまの質問についてお答えさせていただきます。まず、トンネル他校舎等普通財産のですね、管理の在り方についてご意見いただきました。先般のですね、事案を受けましてですね、管財担当としましてですね、他のトンネル等につきましてもですね、早速に現況の確認をですね、改めてするように業者の方にですね指示をしておるところでございます。このことにつきまして、早急に対応させていただく予定としております。また学校、戸河内中学校の宿舎等の管理の在り方について、あと今後の取扱いについてでございますけれども、今年3月にですね公共施設、公共マネジメントの関係でですね、管理計画、総合管理計画をですね策定しまして、今後こういった個別の建物につきましてもですね、どのように取り扱っていくのかということについて整理するという事で現在もですね、地域づくり課を中心にですね、学校関係の施設につきまして、庁内で協議を進めておるところでございます。なかなか整理する事項も多くてですね、時間はかかるとは思いますが、出来ましたら今年度末位におおざっぱな形でもですね、議会なり、行財政審議会の方に町の考え方というのを示せるように努力したいなというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

富永豊議長

学校教育課長。

長尾航治学校教育課長

学校の跡地という事での再質問いただきました。現状で今総務課の方から話がありましたとおり、校舎、体育館につきましては、教育財産から普通財産に移管をしているという状況でございますが、寮それからグラウンド、これにつきましては現状では教育委員会での管理の物件となっております。おっしゃられた通り放置するということが老朽化につながっていくと思います。この部分につきましては、町長部局とも前回もお話しをさせていただいたんですが、町長部局とも協議をしながらですね、早くに地域の方と協議をし、今後の運用の方向性について協議を進めてまいりたいと考えております。現状ではですね、老朽化に対して積極的に管理を直営で行っておるところでございます。もう1点のスクールバスの話をいただきました。スクールバスにつきましてはですね、現状で部活が終了した時点で運用しているといった状況でございます。現状時刻で申しますと5時半という時刻になります。昨日の11番議員さんからのご質問でもありましたが、教員の労務の時間ということを見るとですねどこまでその子供たちの学習の、時間外という形で考えるのかということも少し検討がいるのかなと思っておりますが、今お話をいただいたようなその学習、残って学習をしたいと言った部分につきましてはですね、スクールバスの運用の範囲内で何とか考えて取り組みを進めたいと考えておりますが、部活の終了時刻との兼ね合いがございます。先般のご質問でございますと部活で終了するのがスポーツ少年団に入っている生徒につきましては、その部活便の終了のバスに乗れないといったことが課題というふうにお話しをいただきました。そのあたりの兼ね合い、他の学校との兼ね合いがございますので、少し整理をさせていただきたい、時間をいただければというふうに考えております。以上でございます。

富永豊議長

大江議員。最後です。

大江厚子議員

子供たちの時間は待たはりません。もう少し考えさせてくださいとかいう時間の余裕はないと思いますし、教職員の労働時間と子どもたちの学習の補償というのは、また別問題だというふうに思っています。スクールバスについては、前回質問しましたように、クラブ活動との兼ね合い、それから今回の受験勉強との兼ね合いがあります。両方とても大切なことですし、他の学校との兼ね合いと言いますが、もちろんほかの学校からこういう要望が出ないにしても、こういう気持ちは持っておられると思うんですね。他のそこへ合わせるのではなくて、よりよい教育環境を整えるという面でそちらへあわせていくべきではないかというふうに思っています。それは要望としてお伝えしておきます。最後に原発政策について伺います。原発再稼働これは伊方原発あるいは再稼働予定、島根原発についてどのようにお考えでしょうか。伊方原発は2016年8月12日に再稼働され、島根原発は2号機の早期再稼働最新鋭機である3号機の運転開始が進められています。両原発とも安芸太田町からはわずか120キロの距離にあり福島原発事故の教訓からもこの町も風向きによっては汚染される可能性は十分にあり、また列車や人の行き来、車等によって放射性物質が運ばれることは必至です。このように住民の生活、ひいては健康、命の危険も危惧される両原発の稼働について、どのように捉えられていますか。両原発は原発再稼働差止め訴訟が起こされており、また愛媛県労働組合は住民も労働者も被爆してはならないと原発を反対を訴えています。ひとたび事故が起これば全住民が安全に避難することは不可能ですし、被爆がもたらす脅威は広島の方は十分にわかっています。それでも再稼働反対に、再稼働反対を、稼働をどのように考えていますか。また、この度、経済産業省、経産省は発表しましたが、高レベル放射性廃棄物処分場の選定に向けての科学的特性マップを発表しました。これをどうとらえておられますか。経済産業省は7月28日に原発高レベル放射性廃棄物の最終処分選定に向けて科学的特性マップを公表しました。安芸太田町もわずかに筒賀断層地域を除く大部分の地域を好ましい地域とされています。国は多額の交付金を持って今後募集をかけてくると予想されますが、

このことについていかがお考えでしょうか。先日の朝日新聞に次のような短歌が載っていました。核のゴミの処分、核のゴミの処分適地公表さる、科学の向こうの過疎交付金 この町の未来を売るようなことは無いようにあらかじめ要望します。端的にお答えください。

富永豊議長

町長。

小坂眞治町長

原発の再稼働ということでご質問いただきました。原発ということに関しましては、3.11を含め、また過去にはスリーマイルあるいはチェルノブイリ。人間がその後始末でするか、問題の解決に本当に苦労するあるいは人の力が及ばないとまでいえるような状況があることは認識しとるところでございます。そういったふうなことを考えた時に今まで我々の頭に入っておりました核エネルギーは安全で安いクリーンなエネルギーだということに関しては私自身大きな疑問を持っておるところでございます。しかし今、今日のこの社会を維持する過程の中におきまして、やはりなくてはならないエネルギー源の一つだろうとの認識も一方では持っておるところでございます。そういった意味におきまして、今ご質問がありましたように、伊方あるいは島根の原発について、また再稼働するというお話でございますが、そこに関しましてはやはり国の方の原子力委員会等々の厳しい審査を経ての判断であるということには尊重すべきだろうと思っております。そういったふうなことの中で、やはり40年をもって、廃炉をすべきという方向性の中の意見をですね、意見と言いますかその決まりをですね守っていく、その中でやはり次の世代の安心安全を確保する必要があると思っております。それと科学的特性マップは先ほど申しましたように、各地の原子力発電所から出ましたいわゆるお荷物である廃棄物をどのように処理をするかという話でございます。その処理の方向性についてまだ日本では結論が出ておりません。ということは、それぞれの発電所でその廃棄物を貯蔵しとる、貯蔵ではないんでしょうけども、管理をしとるような状況でございます。それにもおのずと限度がというのが今日の状況だと聞いております。それこそ次の世代に、その荷物を責任を押し付けることの無いようにですね、解決策を見出す必要があるかと思っております。その解決策の一つの方策としてこの度科学的特性マップ、これはまさに機械的に乾燥するのに、海からあるいは活断層、あるいは火山がというような全く機械的な判断がなされたものと思っております。ということは先ほど申しますように解決に向けての一步をですね国が国民の方に示したことだろうと思っております。そうした風な中で、わが町としてですね、そのグリーンのエリアから外れとると、外れておりますね、グリーンから外れてる、そういったようなことを踏まえながらね、日本国民全体の課題であろうとは思いますがやはりわが町におきましては、そういったふうなことを日本ですということになれば、本当に慎重になるべきだろうと思っております。

富永豊議長

大江議員。

大江厚子議員

原発が必要なエネルギーとは思いません。原発事故があって、全ての原発が停止したときにも十分足りませんでした。最後に時間がないので、前回も一般質問の時に話しましたが、安芸太田で行われました保養について報告をさせていただきます。今年の7月21日から8月19日の間、12家族34人を安芸太田に迎えて、述べ83日間の福島夏の親子保養が終わりました。安芸太田保養メンバーグループ女性グループと、上殿NPO法人との共催ですが、それぞれの役割を分担し、6月からの保養の準備、保養受入れ、片づけと、この3か月間は保養一筋でした。全国の皆さんからの約95万にのぼるカンパ、また地元の方からは車の提供、野菜や果物の差し入れ、近所のお店の人との交流、日常的な声掛けがありました。本当にうれしいことです。保養に来られたお母さんの感想を2つほど紹介します。子供たちも保養に来て日に日に元気になり、笑顔になり、最後には歌を歌うようになりました。ここで生き生きとする姿を見て、福島との生活とのギャップを目のあたりにしました。安芸太田町では放射能汚染を常に気にしなければならない窮屈な環境から解放され、とても人間らしい生活ができました。保養で

受け入れてくださる団体が年々減る中、快く受け入れてくださる安芸太田の皆さんに本当に感謝しています。広島駅について娘が一番発したマスクしないと空気がおいしいねという言葉に保養に来させていただけ、よかったと心から思いました。三段峡では珍しいキノコや葉っぱをさわり、宮島では鹿とふれあい、弥山山頂まで登り、龍頭峡のおまつりやダム見学も楽しませていただきました。毎日楽しいことのオンパレードで娘は生き生きとした姿を見せ、その娘の笑顔をマスクなしでしっかり見るのが私の一番の喜びでした。安芸太田での日々を胸にまた1年頑張っって暮らしていけそうです。来年も保養の受け入れがありましたら、豊かな自然と温かい人の住む安芸太田町に伺いたいです。保養に来られた親子は単に観光に来られるのではなく、まさに子供の命のために来ています。6月の定例議会での私の質問、子どもの命を守るために、この安芸太田で保養することを選んでくれる人たちに支援はできないのかとの問いに支援は考えていないと町は言い切りました。今でもその考えに変わりはありませんか。

富永豊議長

町長。

小坂眞治町長

福島は状況、あるいは惨状という表現がある原発受け入れのみなさんの状況は認識しているつもりではございますけれども、そうした風なことを民間団体で取り組んでおられることに関しては、深く敬意を表するものでございますが、これを行政の一つの手法としてですね独自に取り組むということは、今でも考えておりません。

富永豊議長

大江議員。

大江厚子議員

他の町ではやってるところがあります。我が町ではしないということですね。はい、わかりました。

富永豊議長

以上で1番大江議員の一般質問を終わります。4番矢立議員。

矢立孝彦議員

みなさんおはようございます。昨日から本日まで一般質問同僚議員の方からですね、多岐にわたる質問がなされておりますけれども、3月の議会改選以後、特に新人議員の皆さんがですね、本町の課題をくまなく一般質問されるというような傾向が出てきております。また本日は貴重な時間をですね、議会の傍聴にさいていただいております皆さん方についてはですね、質問者の方からも厚くお礼を申し上げたいと思います。また今日は大変な激務の中、非常にお忙しいところをですね、病院事業の日高管理者におかれましては、特にご出席をいただいておりますご答弁を頂戴するという機会を得ていますから、恐縮しながらですね質問をさせていただきたいというふうに思います。まあ、先ほどの1番議員の最後の閉めの答弁の中でですね、福島の子どもたち親子が保養に来ている支援について今考えとらんよというような答弁でございましたが、まあ小坂町長さん、あんまケチな話をせんこうにですの、もう少し大きな目でその効果等々についてはね、やはり安芸太田町という町というものを、選択をされて、遠く宮城県なり、福島県から来られとるわけですから、まあわずかな支援、金額的にはですよ、いうものも検討されるべきだろうとであろうというふうに思いますね。常々本町の行政においてもですよ、こまいとこはやかましゅう言うが、大きいとこはダーダーになっとなという傾向もあるんですね。行政組織というのはそういうもんであると思いますけれども、まあ大きな目です、スケールの大きい施策を第三期にあたっておられるわけですから、ぜひ一つもう少しスタンスを変えられてね、一つ町の姿勢、あるいは住民の活動の在り方等々についての支援についてはですね、検討すべきだろうというふうに今思いましたね。そういう中で、昨今非常に不安なニュースが飛び込んできておりますけれども、秋篠宮の眞子様の婚約に関するニュース、報道がですね、大変ホットなニュースと言いますかね、ほっとするようなニュース報道されておりますけれども、国名を定めて議会の前で言うのはいか

がなものかという指摘もございましたけれども、北朝鮮によるミサイルの頻発をするですね状況。そういう中で過去最大の水爆実験に成功したという形の国営放送も報道されておるといようなことですね。そういう非常に、どう言いますか、我々としてはですね、どうなるんだろうかと手が足らんにもしててもですよ、非常に不安感を覚えておる昨今であるというふうに思いますね。広島市長あるいは広島県知事の方からも実験に関してはですね、すぐさま抗議の電話をうたれておると言うこともございますけれども、大変厳しい状況、緊張の状況であるというふうに思います。つけてもJアラートについてはですね、先般総務省の方からも、消防庁の方からも、その実験の報告、状況がですね公開をされておるといようなこと。また先般東北地方を中心とした上空をですねかなりのミサイルとおぼしきものがですね、飛来をし通過をしたという中で、Jアラートが実際にその管轄の地域にですね、発信をされたということですが、については不備あるいはどうかいのおと実際に効果があるんだろうかというようなことが、非常に懸念をされておると、不備や支障が生じてきたと。中国地方あるいは四国地方の中、本町含めてですよ、Jアラートの配信については、うちの町はどうなんだろうかというようなことをですね、町民の方も口にしておられる方もいらっしゃるというようなことですね、その方の状況が非常に気になるというような状況ではなかるうかと思えますね。その状況の中で相変わらず安倍政権については、政治不信につながってきとる中で、支持率が非常に低いというような状況。これについては様々な要因があるにしてもですね、アベノミクスというような経済効果が今ひとつ。それから度重なる国会議員あるいは地方議会の議員にですね、もう眉をひそめるような報道がされておるとい中で、政治に対する不信、なかんずく議会に対する不信についてはですね、非常に顕著になってきておるといような状況ではなかるうかなと思えます。小坂町長におかれましては、第三期目の今約1年近くなりますかね。大変厳しい選挙戦を戦われて三期目にも入っていますけれども、様々な課題というものがございまして、いわゆる不祥事の対応にですね、すぐさま対応せざるを得なかったというようなことで、出鼻をくじかれておられるのではなかるうかなというふうに思います。そういう中でですね、政治の状況については、肝心の野党第1党の民進党の代表の交代がなされてきておると。支持率、あるいは期待するという数値も30パーセント代、期待しないということについては56パーセントくらいですかね、半分以上のものが民進党の党首交代における再編をもくろむ状況についてはですね、非常に不透明なものがあったりしながら、政治に期待するという事はないというような共同通信の発表もあつたというようなことですね。そういう中で、閣僚の失言が相次いでおるといようなこともある。もう本当にですね、議会議員の席におる私どもとしてもですね、大変恥ずかしい状況であろうと、ありますというようなことが、言えるのではないのでしょうかね。小坂町長さん、あるいは副町長の小島氏についてもですね、いわば私個人的には同窓ですから、非常に親しみを持ってはおりますけれども、ただ、パッチをつけとる立場あるいは町長、副町長の立場からすればですね、やはりええことはええ、具合が悪いことは具合が悪いと言わざるを得ないという中で、今回4点ばかりの質疑をさせていただくということです。まあ時間の関係もございまして、質問事項の1番から3番についてはですね、一括して質問をさせていただきますので、ご理解とご協力をいただきたいというふうに思います。まず本町の歴史文化を基底に据えた町づくりについてでございますけれども、この点についてはですね以前も指摘をさせていただいております。まああんまり色よい答弁は無いと無かったなということを踏まえてですね、ただ情勢がですね少し変わってきておりますね。そういう中で町の在り方等々についてはですね、歴史文化を起点に据えていくということがやはり基本でないとはですね、これは特色のある町というものを作り上げていくということについては、非常に難しいのではなかるうかなというふうに思っております。昨日の同僚議員の発言の中にもですね、非常に印象深い言葉がございました。いわゆる町の宝、いかに磨いていくかという表現を使われましてけれども、まさにそうなんですね。磨き上げていくことをですね、しなければ本町の先が見えんのじゃなかるうかなということを言いたいわけでございます。どう磨き上げていくかという知恵、それからどの程度磨き上げるかという本気度、この2点なんですね。ま

あ、この程度のことよと予算がないからこの程度しかできませんよと、あるいは他の市町、あるいは全国の自治体に比べてですね、とても世界遺産というものはないとか、あるいはこの近隣の状況を見てもあるいは知性的に見てもですね、この程度だろうということをお我々議会議員も含めてですね、安寿しとるんではなかろうかなというふうなことが気づかされるというようなことの中で文化財の地域振興についてですね活用を促してくるという動きが一つ出てきておりますね。先般も出ておりましたが、いわゆる報道の方から拝借をすればですよ、歴史的な建物や史跡などを生かした地域振興が進めやすくなるように、文化庁は文化財保護法を大幅に改正する方針を決めた、方針を決めたということですね。早ければ来年度からその展開をしていくということも方向が定まってきておるということですね。あわせて文化庁はこれまでも文化財の活用を地方自治体に呼び掛けてきたが、法的根拠や財政支援が乏しく積極的な動きが生まれにくかったというような反省がありますね。これは町長当局あるいは教育委員会の方をどうであろうかと、どうすべきだというようなことを今過去のことを申し上げているわけではございません。そういう中で新しい局面展開が出ておりますから、そういう考え方をですね、正しておるわけでございます。考えてみれば日本の歴史から見ればですね、特に江戸時代の中でいわゆる藩の規制が緩やかであった人口異動というのがですね、大衆一般庶民がですね、藩以外に出かけていくということについて、神社、仏閣等へお参りをしていくとか、あるいはそこへ足を向けていくとかいう事については、非常に緩和されとったという歴史があるんですね。そういう中で町が形成される、あるいは賑わいが作られていくというような歴史文化があるということですね。それは今でも続いておりますけれども、やはり苦しいときには神頼みというのが、日本人のDNAにこれはあるということですから。観光産業の起点、成り立ちというのはですね、やはりその文化と歴史というものを一般大衆、庶民にいかに見せていくかあるいはそれを活用いただけるかということについてですね、これ大変重要なキーワードであろうというふうに思うんですね。ま、最近の状況からすればですね、本町の軸が少しぶれておるんではなかろうかなというふうに感じ取ってもあります。軸がぶれる。町政の運営の軸がぶれておるんです。これは。観光産業、観光振興のことだけではありませんよ。教育分野もしかりその他の分野、不祥事の関係もしかり、その対応もしかり、軸がぶれておる。だからその指摘をせざるを得ないということですね。ま、歴史のあるいは文化の状態についてはですね本町非常に有形無形の様々な資産というものがあありますけれども、その資産の行動展開するためのですね、考え方についてですね、変化を求めていくということで正しておるわけでございますが、持続可能な地域、あるいは生き残りをかけた自治体についてはですね、必ず今後大きなその軸になろうと思っておりますけれども、その中で現在の国や県の施策動静というものをですね、どうとらえておられるか、特に文科省あるいは国土交通省当たりがですね、かなり旗を振っておりますけれども、そこらあたりの導入の仕方についてはですね、非常に弱い、うちの町は。というような状況が見えておりますから、そういったことについての状況についてご答弁をいただきたいというふうに思います。もう一つ、さらにですね、現在所管、文化財の所管から言えば教育委員会の所管になると思いますが、そういうこまい話でなしにね、こまい話でなしに、うちの町として、どういうふうに捉えていくかということについての維持から高度活用ですね、というような考え方について少し問うてみたいというふうに思います。それがま、1点目でございます。それから2点目、2つ目の事項、質問事項としてはですね、太田川の本支流の域内整備等についてという事でございますが、同僚議員の方からもかなりその課題等々についてですね、指摘がされ、ま、不安としとる課の方からもですね、あるいは町長の方からも、通り一遍の答弁がなされましたが、4点ばかり。太田川の現状本支流についての現状についてはですね、これ割愛しますけれども、主として4点ばかり答弁を願いたいと思います。太田川水系の河川整備計画というものが国土交通省の方にございますけれども、ま、そういったもの。あるいは河川の維持管理計画もございまして。そういった中で本町域における整備計画というものの概要。これおそらくまだないんじゃないかと思っておりますけれども、ま、過去ずっとその都度ですね要望はするにしても、それを網羅的に本支流における現状を把握して

整備計画をどう立てていって、上位団体、上位機関の方へですね、どういうふうに要望をしていくかということについての情報共有がなされていない、今までがですね。そういった状況について少し触れてください。それから町がとらえている現状課題、具体的な箇所と課題、これについてはですね昨日も少し答弁ございましたけれども、やはり上中流域にわたっておる河川の改修、それから安心安全度の確保等々についてはですね、大変住民の暮らしに直結をしていきますので、そういったところをですね、今どういうふうに捉えておられるかなということについて改めてご答弁を願いたいと思います。それから太田川の沿線自治体等々ですね、同盟協議会を組んで、要望活動を中心にしておられますけれども、実態から言えば、国の整備計画においてもですね、ほとんどこの上流部について今もう済んだ事業もございませんけれども、まだまだ課題がたくさんあるにも関わらず、他の水系から言えばですね非常に弱い。太田川水系、特にこの上中部分についてはですね、その整備計画を非常に弱い状況にあると、そういった取り組みについてはですね、どういう実態、状況なのかということについて少し触れてください。それから肝心なことはですね、町域河川の整備計画の策定を急ぐべきではないだろうかというのが主要な質問のテーマなんです。これはね。現状の実態の把握等々についてはですね、これはもう致し方ないというところもございませんけれども、町の整備計画というものはですね、やはり執行者あるいは議会、住民、課題がある地域がですね、共有をしながらそれをまっ上位の機関等々にですね、徹底的にこれを繰り返して、要望なり陳情なりをしていく必要があるんですね。それからまわりしとるんですね、現在。そういう状況を打開するためにはですね、町独自でこれは管轄がですね違うから、そんなものは必要ないよというようなそういう考えではないんですよ。町民の暮らしの安全を確保するためにオリジナルでこの整備計画を作りゃあええわけの話ですから。そういった考え方についてはですね、これは改めて問うてみたいと思います。住民との協働の必要な行政情報の提供あるいは意見交換等々についてはですね積極的にいう必要がある時期ですね、住民懇談会の中にも少し今触れておられる地域もありますけれども、そういったところをですね、太田川の河川、我々は水の宝ですから、そういう宝をですね、地域業者、関係業者の声を、あるいはビジネスチャンスの拡大等々をどうやってつなげていくかということの課題もありますね。そういったところを、町独自で作るべきではないだろうかということについての見解を問うてみたいということでございます。それから、3点目についてはですね、今日は日高管理者の方の出席をいただいておりますけれども、教育関係者の労務管理の問題もかなり報道されておると言うようなこともありますね。しかし、どうもね、教育行政、これ町の行政じゃないですよ。国の教育行政の報道の仕方から見ればですね、うさんくさい裏があるんですね。週休2日制を導入するとき、ゆとり教育を打ち出してくるとか、そういう結果的なものの中でですね、現在現場の教育行政、教育職員さんの非常に多忙な状況が非常にクローズアップされておると言うようなこと、新しい補助者の教育補助者、あるいは事務補助者の獲得について文科省の皆さん方はですね知恵を絞っておられると思いますけれども、それはそれとして、肝心なことはですね、今回の質問事項については、病院の医療従事者の労務なんですね。先般これは報道もございましたけれども、7月8日付の報道でしたかね、勤務医の年俸に残業代が含まれるかが争われた訴訟判断が最高裁で示されております。7月7日に小法廷の方で示されてきましたね。そういう中で、いわゆる環境、勤務環境についてはですね、一概には言えませんが、私どもの町の国保病院の労務実態といわゆる私立の総合病院の医師の労務環境についてはかなり違った環境でございますけれども、まっ改めてですね本町の状況を正してみたいという思いがしております。いずれにしてもですね、28年度の決算、病院事業会計の決算についてはですね、診療所、病院ともにですね、管理者、医師を中心としたスタッフの皆さん方の努力によってですね、かなりの数値が出ておりますね。非常に好転しておると。それから医師の確保、従事者の確保についても非常に順調であるというようなことが決算報道の決算報告の中にもございますけれども、それも含めてですね、我々町民の立場から言うことはですね、まっ特に医師、医療従事者の中でも医師の激務についてはですね、非常に心配をしております。医師の確保の問題にも絡んできますけれども、そういうふうな

従事者、医師を中心としたですね従事者の勤務実態、課題について、一つ管理者の方から概要をですねご報告、ご答弁を願いたいというふうに思います。2点目については、医療現場の実態に即したですね、いわゆる働き方、働き方改革というものを今、盛んに言われておりますけれども、これもまたうさんくさい。うさんくさいことばかり。働き方改革ということについてですね、これは関連する必要ないかもわかりませんが、いわゆる合理的な報酬。医療従事者、医師の方へですね、合理的に報酬というものがなされておるかどうかが等々についてですね改めて問うてみたいと思います。いわゆるサービス残業の問題を含めてですよ。まあサービス残業のことを言いよったんじゃ仕事になりませんよということではあるにしても、まあやっぱり医師のみなさんもですね、それはどういいますかね、大変大事な体でございますから、その健康維持管理についてはですね、素人の方からご指摘申し上げる筋ではございませんけれども、非常に見ておりますとですね、激務にさらされておられると、その報酬が果たして妥当なものかどうか についてはですね、非常にあの心配をしております。そういう事を含めてですね、概要をご答弁を願いたいと思います。質問事項1から3についてですね、一括質問をさせていただきましたので、それぞれですね、質問事項についてご答弁をいただきたいと思います。

富永豊議長

日高管理者。

日高徹病院事業管理者

それでは、3番目の方からお答えさせていただきたいと思います。安芸太田病院の事業管理者の日高でございます。今ご質問にありましたようにですね、病院医療従事者特に医師の労務従事者につきましては非常に大きな問題を抱えております。昨夜のある民放の報道番組でも取り上げておりましたけれども、なかなか過重労働に関して、特に医師の過重労働に関しては大きな問題を抱えております。議員が指摘されました最高裁の判決でありますけれども、いくら高給であったとしても時間外は別にしなさいという逆転判決でありました。大変話題をとるものになると思います。また、これとは別にですね政府が今年の3月、働き方改革実行計画を策定しまして、長時間労働の是正に向けてその月の時間外労働の上制限導入を目論んでおります。考えております。今年の秋の国会に提出される予定になっておると聞いております。実はこの中でですね、医師を上限規制の労働者の中に含めるかどうかということが、大変大きな問題になっております。と言いますのもですね、現行でも医師は36協定の適応になっておりまして、36協定で上限を決めるということになっておりますけれども、ほとんどの医師が実は組合員に属しておりません。医師が入っていない組合から36協定が結ばれるという現状があります。また、そもそもですね、医師を労働者として扱うかどうかということに対しても大きな議論があります。これもですね大きな問題としまして医師には医師法に定める応招義務というのがあります。時間外勤務が限界にきたからと言ってですね、患者を診ないということが許されないという現状があります。厳密にこの上限規制を行いますとですね、医療提供体制に大きな支障を生じることが懸念されております。最近の具体的な事例としまして新潟市民病院の事例があります。これは女性医師が過労自殺を行いまして、これが労災認定されました。この時の労働基準局の指示によりまして、新潟市民病院ではですね、外来患者を制限することにしました。それでは急患も制限する可能性があり、大きな問題になっております。つまり医師の労働時間を厳密に守ろうとすると、患者を制限せざるを得ないというのが現実であります。つまり医師法と労働法、労働基準法、どちらが優先されるかという問題になっております。こういう事を含めまして、厚労省はですね、今年の8月2日、医師の働き方を改革する働き方改革に関する検討会を設置しました。これから医師の時間外労働の上限規制の在り方や勤務実態、勤務環境の改善などについて、検討が始まったところでありまして、かなりもう少し時間がかかるというふうに考えております。当院におきまして、本病院におきましてですね、急性期から慢性期を受ける入院患者の加療、救急外来、さらに在宅看取り、健診業務など、非常に広範囲にわたります。医療の水準を維持しながら24時間365日対応しております。そのため各部署にできるだけ適切に人員を配置

してるつもりでおりますけれども、時間外の急患や緊急手術など入りますとどうしても職員を勤務の時間外延長や急きょ勤務させたりせざるを得ません。その際にもできるだけ各職場で超過勤務の管理を行い、時間外手当を十分支給しているというふうに考えております。安芸太田病院です、幸か不幸か患者さん自体の数がそれほど多くありません。急患対応としましても、急患対応や緊急手術に関しては、どうしても時間外を勤務してもらう必要があるかと思っておりますけれども、経済的に経済的にはですね、様々な方法によりまして、十分に対応しているというふうに、認識しております。しかし特に問題になります精神的な負担をできるだけ減らすようにですね、病院としてもできるだけ努力していくつもりでおります。町民の皆様におかれましてはですね、安芸太田病院を守り育てるために、いわゆるコンビニ受診の抑制など、職員の負担をできるだけ軽減していただくよう、ご協力いただけたら幸いです。以上です。

富永豊議長

教育長。

二見吉康教育長

町の歴史文化を基底にすえたまちづくりということで、文化財を保護管理し、活用していくという立場での教育委員会としての思いでございますけれども、この本町の文化財と言えば国のレベルで言えば三段峡、昨日もございました、また押ヶ峠の断層とかですね。県で言えば、吉水園とか素晴らしいものたくさんございます。担当している教育委員会とすればですね、これらが適切に維持されるあるいは補修するというふうなことで、ほぼ費やしているような状況でございます。議員ご指摘の法律改正、これからだと思いますが、現在他の法律で歴史まちづくり法というふうなもの、略称でございますけれども、これでは尾道であるとか竹原市、あるいは隣町ですけれども津和野というふうなところが、これまでの街並みと歴史をうまくつないで町づくりに努力しておられると。そういう点見ますとですね、教育委員会がただ維持管理するだけでなく、ご指摘のように次の法律にのっとりながらやっていかなきゃいけないというように思います。そういう点で反省すべき点は現在の文化財、町内にある文化財がどれだけ町民の皆さんに認知していただいているか、という点ですね、やっぱり一番感じるところでございます。ただ、これを活用していくにつきましてはちょっと担当課の方の思いもございますのでちょっとそこらを伝えさせていただきます。

富永豊議長

栗栖生涯学習課長。

栗栖浩司生涯学習課長

失礼します。質問にありました本町の歴史、文化を基底に据えた町づくりということですが、文化財の指定はというのは、いずれも学術上、芸術上又は歴史的価値が非常に高く貴重であることというのが条件となります。で、俗に言えば珍しいと言われるものです。ですから当然珍しいものには、人がよるといって観光資源としての価値は当然高いものと考えられます。うちが我が課がですね、所管しております文化財保護法というのは根底に守るというのがやっぱり第一基準に入れてます。最近その流れの中で、活用という言葉が出てきていると。以前は文化財は保存し、後世に残す遺産であるとの考えが根底にありまして、前向きな活用というのはあまり考えてませんでした。近年では保存と活用という二つのキーワードで、ものを考えるようになってきています。近年では国内で世界遺産の指定が多々話題になりますけど、世界遺産の指定を受けると、ものすごく厳しい保全を求められる反面ですね、指定を受けた地域はステータスが向上して世間にアピールする機会が持てると、そういう観光価値も飛躍的に伸びるという事実が実際あります。ですが、なかなかこの世界遺産という話がスケール大きい話ですが、平成27年度からは日本遺産という認定制度が文化庁の方から打ち出されております。これは、今まで文化財という個をとらえていたやつを面でもとらえて、そのストーリーについて認定していくという考え方です。例えば宮島という一つの厳島神社ってありますが、あれが全て国宝では決してなくて、中に国宝があって、その周囲があってという考え方ですね。そういうものを面でもとらえていくという考え方です。こういう

面でとらえていって、そのストーリー、そこに暮らす人の暮らしであるとか歴史であるとか、そういうものを日本遺産という形で認定していくという考え方のせいです。このような流れの中で本町においても文化財を観光資源として活用するにはですね、先ほど教育長が言いましたように、まずは地域に住む住民が文化財の価値を知る、誇りに思うようなですね、ストーリーを整理していくことが大切なのではないかなというふうに考えております。ですが基本的に文化財というのは観光資源でもありますが大切に守っていかなければ町の宝ということですから、生涯学習課としては文化財がその価値、魅力を失わないようにですね、守るべきものは守り、活用すべきものは活用するというバランスを保ちながら、文化財が町の活性化の一翼を担えればと考えております。以上です。

富永豊議長

田中建設課長。

田中啓二建設課長

河川に関するご質問につきまして、建設課の方からお答えをさせていただきます。まず太田川水系河川整備計画でございます。こちらにつきましては、太田川の国直轄管理区間の整備計画として国土交通省中国整備局によりまして、平成23年5月に策定をされておるところでございます。河川維持管理計画、こちらにつきましても同じく整備局の太田川河川事務所によりまして平成25年3月に策定をされております。整備計画におきましては太田川の現状を踏まえて計画的に整備する箇所が示されております。安芸太田町関係でございますと、河積確保による流下能力向上のための輪中堤整備や障害物除去による流下能力の向上のための橋の架け替え等が整備箇所としては示されております。この箇所につきましては、下殿河内地区の護岸改修、また堂見橋の架け替え、また坪野地区の護岸整備としてすでに整備計画に位置付けられた箇所は事業は完了しておるという状況でございます。この整備計画全体の太田川水系の課題としましては、温井ダムの設置によりまして洪水調節機能が向上してあるが、向上してはいますが、水系全体としては洪水調節機能がいまだに不足している状況があるということとされております。また維持管理計画におきましては、整備計画との整合を図り、計画的な維持管理を行うとされております。維持すべき流下断面を障害するような場合には、堆積土砂の除去また樹木の伐採等を行うように維持管理計画の方で示されておるところでございます。町がとらえております課題としましては、国の管理区間におきましては、護岸工事が未整備の津都見地区と田之尻地区の整備が必要であるというふうに考えております。この津都見地区と田之尻地区につきましては、太田川水系の河川整備計画に整備箇所と位置付けられてないということでございます。今後はこの整備計画への位置づけが課題であるというふうに考えております。また河川環境の問題として河川内の樹木、草の繁茂、土砂の堆積等もあわせての課題であるというふうに考えております。これまでの国県に対する要望の経緯でございます。太田川の国管理河川の未整備箇所につきましては、共に太田川流域の自治体でございます広島市と安芸太田町で組織しております太田川改修促進協議会がございます。国管理機関に対しまして毎年度要望を行っております。この太田川改修促進協議会の活動につきましては中国地方の河川整備に係る同盟会の連合組織、中国治水期成同盟会連合会の要望の活動の一環としても行っております。中国地方の河川整備を国に対して説明する際に太田川改修の必要性につきましても、直接町長が国交省また関係する国会議員の方へ説明等行っているところでございます。県河川につきましても、県に対するいろんな要望の機会、内陸部振興協議会、町村会、また安芸太田支所に対する直接町から要望する際にも、要望しておるところでございます。公共事業予算が大変厳しい状況でございますけれども、必要な河川整備につきまして、今後も継続して要望してまいりたいというふうに考えております。町域河川の整備計画の策定という検討というご質問でございます。まず河川法で言うところの、河川の修理の説明をさせていただきます。河川法では一級河川、二級河川、準用河川というような分類がされております。安芸太田町におきましては、太田川水系が一級河川ということでございます。一級河川の中で国管理区間と県の管理区間があるというふうに区分をされております。二級河川は都道府県の管理、準用河川は河川法の規定を適用して市町

村管理するというものでございます。安芸太田町内において二級河川、準用河川はございません。いわゆる普通河川につきましては、河川法の適用外ということで、法定外公共物での取扱いということになっております。ご質問の町域における河川の整備計画ということでございます。管理区分をこえる整備計画につきましては、今現在計画する予定はございませんけれども、近年の気象状況等踏まえまして、これからの研究課題というふうにさせていただきたいというふうに思います。建設課は以上でございます。

富永豊議長

副町長。

小島俊二副町長

建設課長からも整備計画を中心にありましたが、6月議会、今9月議会におきましても、また地域懇談会におきましても、河川への樹木の繁茂というのが大きな課題になっていきます。町の方も河川事務所の協議会というようなことをお願いしてきたわけでございますが、先般河川事務所の方こちらに来られて私と建設課長が対応させていただいて、まだ協議会にはいれないが、要は河川事務所と他の団体も含めて研究会とか勉強会とかいう事を設置したらどうかという話の提案がありました。そういった中で9月定例議会終了後、その組織の在り方、課題の在り方について、町の方から河川事務所の方に提案をするというような思いでありますので、また具体的になりましたら議会の方に報告させていただきます。以上でございます。

富永豊議長

矢立議員。

矢立孝彦議員

まあ一通りの答弁がございましたけれども、歴史文化の関係の中でね、町長部局の方の答弁がなかったという事ですが、肝心なことはですね、生涯学習課長あるいは教育長の方からも答弁ございましたが、その通りなんです。それはそれとしてですよ、それはそれとしてどうかということ聞きよるんですよ。文化財の関係というのを守るということは原則、これは当然のことですね。空家の管理を含めてもですね、空家のままじゃ早うめげましょ。家がね。風通しも必要な、間にはあ掃除もせにゃあいけん、草も取らにゃあいけんという、それが活用なんですよ。活用しながら有形無形の歴史文化資産というものを高度活用する展開という形にスタンスを変えていくという時期が来ると言うことを強く指摘してですねおきます。それから今、太田川の整備計画についてですが、整備計画について、国土交通省あるいは県の方の30年位のサイクルの中でですね、その整備計画のせてくださいということについては、かなり難儀。これは現実的には難儀ですよ。30年言うても待たにゃあいけんということになるわけ、はっきり言やあね。そうでなしにやはり国土交通省のスタンスあるいは県のスタンスもですね、緊急度あるいは要望の合理性等々からすればですよ、整備計画等々にのっておらなくても、様々な事業展開をする用意があるということなんですよ。いわゆる政治活動ですよ。政治活動というものをですね、町長筆頭に議会を含めて現在の非常に具合の悪い状態を打開していくということについてはですね、これは緊急的な課題ですよ、本町の。ということで、まあ町長交際費もですね10倍ぐらい、町長、10倍ぐらいに増やしてね、どんどんそういう活動まあ河川だけに限りませんよ。限りませんけれども、三期目の中で小坂町長はやはり取り組んでいくということについてはですね、町長の個人的なキャラクターもありますけれども、それは第三期目の小坂町長のキャラクターの転換というものをですね、大きく図られて常に県なり国なりへ議会の方も一緒に行こうやとか、あるいは要望しようやとかいう事をですね、どんどんやってくれんさりゃあいいんですよ、はっきり言うたら。報酬もケチな話をせんでもですね、今の倍やりんさりゃあええんです。はっきり言うたら。出すものは出す、やることはやりんさい、ちゅうくらいのことにしんざらんとですね、ええことにならん。我々の議員もですね事務屋じゃないんです、はっきり言うて。事務屋の集団じゃないですよ。政治行動というものをですね、どういう形で両輪を回していくかということについてはですね、これは今の答弁の中で小島副町長が一つの風穴をあけておるんですね。これ今報告ございましたように今までしきいがあるいはハードルが非常に高かったも

のを、小坂、ごめんなさい、小島副町長がですね、非常に熱心に説いて河川事務所の方へ説得に行く、あるいは協議していくという中で、研究会、協議会を作っていくという流れになってきたわけですよ。副町長の交際費、報酬上げりゃあええ、と思うんですよ。ぐらいはっばをかけておきますよ。いうことでね、その取り組みについては非常に小坂町長、ごめんなさい、えーたい小坂町長言いますが、小島副町長の行動にはですね、敬意を表しておきます。それから医療関係について日高管理者の方からもご報告答弁ございましたように、非常に医師の制約というものがですね、先般の最高裁の判断の中でも応招義務については触れられておりますね。それから今度決算の状況報告もございますが、その中でもございますが、数値に現れない問題、俗に国保病院の使命、あるいは貢献、住民の安心感や信頼度の関係についてはですね、数字に表れません。そういう中で、今後もですね、健康労務に留意されて奮闘をいただきたいというふうに思います。それでは時間がございますので、4番目最後の質問に入っていきますけれども、町の不祥事案に対する実効ある防止策について、これは正していきます。連続する不祥事件についてはですね、前回の6月議会の方でも指摘しましたけれども、起こるべきして起きとるんですね、これは。起こるべきして起きとるんですよ、こりゃあ。例えば悪いかわかりませんが、安倍政権の支持率の急落の原因ともなっております行政運営手法と本町はよう似とる。よう似とるんですよ、これねえ。例えば何度も申し上げますが、学校統合の進め方、その体制等々についてはですね、今もって後遺症がある。町民の中に。所管である教育委員会のいわば私は機能不全、改めて申し上げますが機能不全。教育委員会としての体をなしてない。いう事の指摘をしておきたいと思えますね。それから不透明でその場限りの不合理な説明に終始しておると。こういう中で、本町の住民の中に非常に不信感なり不安感なりというのがまだ払拭されてない状況であると、こういう事なんですよ。こういう体質の延長線の中で、不祥事案が連続するんでしょ。監査委員の報告にも指摘をされておりますけれども、役場組織に起因すると、これ解釈できる報告がなされておりますよ。全く状況の具合が悪い不祥事案。まゝこのことについてはですね、私の方から披瀝することもないわけですが、町民の行政に対する信頼はこの点について大きく損なわれたままですよ。その責任と再発防止策を注視しておられる、町民は。どう町長あるいは関係職員等々については、責任をとられるんかという事。再発防止についてはどうなんかということ注視しておられますよ。言われる住民と言われん住民がおられますけれども、そういったこと。まゝ引き合いに出して悪いと思えますけれども、これ私が言った言葉ではありませんからね。国政の最高機関である衆議院の予算委員会の中で、現在大臣となっておられる河野太郎さんが発言されたことですよ。私が申した言葉ではありませんから。今年平成29年の1月26日の193国会の中での衆議院の予算委員会での発言。度重なる学校法人に関する不透明、不祥事案に対する内部調査公表あるいはこれに対する国会答弁に業を煮やした末の発言、指摘としてですよ、会議録から引っ張ってくるとこういう発言したんですよ。泥棒に泥棒の見張りをさせても意味がない。外部の目がきちんと調査しなかったら国民の信頼を得ることはできない。こう発言されたんですよ。ええか悪いかというのは評価しませんよ。体質なり事案、事象が同じだということをおし上げてるんですよ。したがって、第三者の機関、町民なり外部機関の目というものはですね、どうやって導入するかということについては、今後の再発防止の鍵なんですよ、こりゃあ、鍵。すでに指摘をしておりますけれども、教育委員会の関係についてはこれは任命権者、町長の責任でありますから今もって地方教育行政法に定める保護者委員おらんじゃないですか。そうでしょ。教育委員の中に、それまだ改めない。こういう事案があったとしても。こういう中、執行部の方は中間のとりまとめとしてですよ、改善案、再発防止策というものをとりまとめて議会の方に報告なり、協議事項としてありましたけれども、これも軸がないんですよ。はっきり言って、軸が。公正で透明な町政運営というものを確保して公務に対する信頼を回復するための措置というものを本気で構じる必要があるんでしょ。本気で。そういう中で、4点ばかり時間がありませんから、簡潔に答弁をいただけたらと思えますけれども、事件以降の改善再発防止対策の取り組み状況と効果。それから特別監査の意見やそれに対する対処事項等が一切町民に公表されてない、そ

れはなぜなのか、今後どう対応するのか、という質問事項を出してみたら9月1日にホームページにアップされたと、いう事ですよ。これはその努力については評価をせにゃあいけんと思えますよ。しかも監査委員の監査報告を含めてホームページに載せておられるということですね。これ執行部の方がそれを公表するかどうかについて、少し考え方がありますけれども、いずれにしても監査報告の内容については、アップされておることです。しかしそういったことについてを、この質問項目についてはですね、とりあえずあとは町の広報等々についてどういう内容でどういう形で報告をされるかということですね。時系列的に言いますと、ばたばたと急いでとりまとめをしたものを、ずっと町民の方へ公表してきたと。しかし監査報告なり議会の指摘から比べてみたら、全然内容が違ってきたと。それについての対応についていうものをどうするかということ私は待ちよる。それがない。それから再発防止の軸がないというふうに失礼なことを指摘をさせていただきましたが、努力をされて文字にすればそういうふうな文字になるんでしょうと、再発防止対策についてはですね。これしょうがない。しょうがないけれども、肝心なことがない。魂がないんだ、あなたたちには。3つ指摘しますよ。その軸というものを。1つはね、体制をどうするかということですよ、体制を。町を挙げて再発防止体制というものを整えるべきではないんですかということですよ。例えば、町長を本部長としてですよ、執行機関内外で構成をする対策本部を立ち上げるべきなんですよ。その意欲というものを町民に示しなさいよ。絵に描いた餅じゃないんですよ。2つ目、専門部署の設置、これは行政事務改善を客観的にチェックする専門部署を設置すべきじゃないんですか。これ期間限定的であったとしても。例えば行政事務適正化推進室といった部署と専門員の配置ですよ。客観的にチェックする必要があるんだ、これは。3つ目、行政事務の誤りと透明性を確保するための今度システムですよ、システム、ね。度重なった不祥事に対する再発防止策いうものは絵に描いた餅で文字にしていく報告書一本じゃききゃあしませんよ。はっきり言うて。そのぐらいの覚悟がないと信頼回復ができんのじゃないですか。公益通報者保護法に基づく制度の創設、他の市町もやっとならないですか、これを。そういうシステムと制度を構築する、その3本柱で軸を作ってこんど、魂が入らんのですよ、はっきり言うて。そういう事について、その点についてですね少し考え方をご答弁をください。

富永豊議長

副町長。

小島俊二副町長

時間の都合もありますんで、簡潔に申し上げます。平成29年6月定例議会におきまして議会の方に再発防止の報告書、事案の報告書、及び再発防止策について、提出をさせていただきました。その後、随時再発防止策の推進に努めておるところでございます。大きな柱としましては、職員の意識改革、法令等に準拠した適正な事務処理、風通しの良い職場風土、管理監督者の責任の明確化ということで再発防止策をまとめておりますが、議員ご指摘のようにその文書にすればよく見えるという部分でございますので、それはいかに内容を徹底していくかということでございます。9月1日に今回の報告書及び再発防止策、監査委員さんの報告書を公表させていただきましたが、8月住民の皆様の懇談会での報告等々終了いたしました。内部の最終的な整理を行いまして9月1日に公表となったことを若干遅れたことを申し訳なく思っております。その後外部の組織ではございませんが、庁舎内に安芸太田町対策防止会議というのを設置いたしまして、毎月1回現在開始をしております。今後外部の皆様の有識者の意見をそういった対策会議でどういうふうの評価をしていただけたかというような組織の構築を図って参りたいと思っております。今内部でも、内部監査として監査機能の充実でありますとか働き方改革、文書管理事務の見直し等々の方針を策定してその対策会議で練っておる状況でございます。町といたしましても、まだ不十分ではございますが、職員一丸となって今回の再発防止策は徹底をしてまいりたいというふうに思っております。それと公益通報者保護法に基づく制度につきましては、先月、安芸太田町公益通報の処理に関する規則というのを制定させていただきました。今後

その内部組織等々確立させて、公益通報制度の確立を図って参りたいというふうに思っております。やはり住民の皆さんに見れる改革、改革ではないんですが、やはり元気で明るい職員の構築ということをお願いしております。まだまだ不十分ではございますが、朝の挨拶にしましても何か何人かの職員はやはり大きな声であいさつしてくれる職員も若干増えたのではないかと自負しております。私、先頭になりまして、そういった組織の改革を進めてまいりたいと思います。また今議会での特別委員会、12月、3月等々に再発防止の進捗状況をご報告申し上げ、住民の皆さんに立ち直ったという町政を見せてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

富永豊議長

矢立議員。

矢立孝彦議員

通報制度の創設をですね、要綱として設置したということについては大変高く評価をします。今後もですね、議会の方あるいは町民の方とですね協議をして、職員の皆さんを責めるという話じゃないですね。守るという話なんですよ。かつて阪神タイガースのエースピッチャーがですね、ベンチがあほやから野球やっとなんて辞めてしもうたということがあったでしょ。本町ですね有能な幹部職員がですよ、定年を待たずして辞めると、あるいは責任を痛感をして辞めた職員がたくさんおられると、これを創設させちゃいけないですよ。そういう意味でね、この4点目の質問については今副町長の方からありましたように、職員を守るため、あるいは育てるためにですよ、再発防止策というものを軸を作りなさいという指摘をしておるわけです。そういう意味で今後の審議、審査の中でですね改めてまた指摘をしたいと思います。以上でございます。

富永豊議長

以上で4番矢立議員の一般質問を終わります。以上で通告による一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。以上で本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

上田隆議会事務局長

ご起立ください。一同互礼。

午後0時5分散会